字萩シコ　三八六九番
三八七〇番
三八六九番地先水路敷
三八七一番地先水路敷
三八七一番

○関東地方整備局告示第三百九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月十四日　関東地方整備局長　菊川　滋

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四百九号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
川崎市川崎区港町三〇番二から同市川崎区港町六二番五まで	前	二五・一九～四八・二〇メートル
	後	四三・八〇～四八・二〇メートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

○関東地方整備局告示第三百十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月十四日　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十号	八王子市館町一〇九七番一四から同市館町一〇九七番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局相武国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年七月十四日

○九州地方整備局告示第九十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月十四日　九州地方整備局長　岡本　博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十四号	大村市岩松町三三九番一から同市岩松町九四六番五まで	九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年七月十四日

字中込　二四四六番一
二四四六番二
二四五五番
二四四四番
二四四五番三
二四三七番一
二四三五番四

五十号から五十八号まで及び六十号から六十四号まで並びに六十六号及び六十八号及び六十九号	七十四号から八十五号まで	二五・一九～四八・二〇メートル
五十九号及び六十五号	八十六号から八十九号まで	四三・八〇～四八・二〇メートル
六十六号及び六十七号	九十号及び九十一号	〇・〇四九キロメートル
七十号から七十二号まで	九十二号から九十四号まで	〇・〇四九キロメートル
七十三号	九十五号	〇・〇四九キロメートル
	九十六号	〇・〇四九キロメートル
	九十七号	〇・〇四九キロメートル

○北海道開発局告示第九十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月十四日から一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月十四日　北海道開発局長　関　克己

一 道路の種類及び路線名	道路の位置	縦覧場所
一般国道　二百二十九号	北海道島牧郡島牧村字持田（成端箱）から同道久遠郡せたな町瀬棚区北島歌まで	北海道開発局及び同局函館開発建設部
〃	北海道久遠郡せたな町瀬棚区北島歌から同町瀬棚区島歌まで	〃
〃	北海道久遠郡せたな町瀬棚区島歌から同町瀬棚区元浦まで	〃
〃	北海道久遠郡せたな町瀬棚区元浦から同町瀬棚区本町まで	〃
〃	北海道久遠郡せたな町瀬棚区本町から同町瀬棚区南川（成端箱）まで	〃
〃	北海道久遠郡せたな町瀬棚区南川（成端箱）から同町北檜山区北檜山まで	〃

二 他の工作物の管理者の氏名及び住所
氏　名　ＫＤＤＩ株式会社　ネットワーク建設本部長　内田　義昭
住　所　東京都千代田区飯田橋三丁目一一番一一号

三 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四 管理の期間　平成二十二年六月八日から本協定の存続する日まで

○北海道開発局告示第九十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月十四日から一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月十四日　北海道開発局長　関　克己

一 道路の種類及び路線名	道路の位置	縦覧場所
一般国道　二百三十二号	北海道苫前郡羽幌町栄町五十七番二（成端箱）から同郡苫前町字栄浜まで	北海道開発局及び同局留萌開発建設部
〃	北海道苫前郡苫前町字栄浜から同町字上平まで	〃
〃	北海道苫前郡苫前町字霧立から同町字上平まで	〃
〃	二百三十九号	〃

二 他の工作物の管理者の氏名及び住所
氏　名　株式会社ＮＴＴドコモ　執行役員北海道支社長　西岡　廣明
住　所　札幌市中央区北一条西十四丁目六

三 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四 管理の期間　平成二十二年六月四日から本協定の存続する日まで